

第1章 健康トライ21（第2次）策定にあたって

1. 国の現状と動き

健康を実現することは、個人の健康観に基づき一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、個人による健康の実現にはこうした個人の力とあわせて社会全体としても個人の主体的な健康づくりを支援していくことが不可欠です。そこで国は平成12年から第3次国民健康づくり対策として「21世紀における国民健康づくり運動（以下健康日本21）」を策定し、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸および生活の質の向上を実現することを目的として、健康に関する関係機関・団体等をはじめとして国民が一体となった健康づくり運動の効果的な推進を図ってきました。

基本方針として「一次予防の重視」「健康づくり支援のための環境整備」「目標等の設定と評価」「多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進」を掲げ、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」「糖尿病」「循環器病」「がん」の分野で具体的な目標を設定して、その達成を目指してきました。国ではこれらの施策に関連して「高齢者の医療の確保に関する法律」「医療法」「介護保険法」の一部改正や「がん対策基本法」の制定などがなされ、健康増進・疾病予防対策自体の重要性や、保健・医療・介護の連続性などが示されてきました。

健康日本21で設定されたそれぞれの目標については、平成23年10月に最終評価報告書が公表されました。それらによると、9分野80項目の達成状況については表1のとおりでした。

表1 指標の達成状況

策定時の値と直近値を比較	全体	再掲の項目を除く
A 目標値に達した	14項目（17.5%）	10項目（16.9%）
B 目標値に達していないが改善傾向にある	32項目（40.0%）	25項目（42.4%）
C 変わらない	22項目（27.5%）	14項目（23.7%）
D 悪化している	10項目（12.5%）	9項目（15.3%）
E 評価困難	2項目（2.5%）	1項目（1.7%）
合計	80項目（100%）	59項目（100%）

健康日本21は一度の期間延長を経て、平成24年までの計画とされていますが、この間、平均寿命のさらなる延伸、急激な出生率の低下による人口の高齢化の進展がみられました。平成25年には4人に1人が、平成47年には3人に1人が高齢者(65歳以上)という超高齢社会になると予想されています。疾病構造も変化し、がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が増加し、これらに係る医療費の割合が増加していくなかで、ますます病気や介護の負担は上昇し、病気を治すことや介護のための社会的負担を減らすことが重要であると考えられています。

以上のような国における健康対策の現状や「健康日本21最終評価」において問題提起された課題等を踏まえ、平成25年度以降の新たな健康づくり運動の基本的な方向性を示すために、国は平成24年7月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を出し、また、この方針に沿って具体的に施策を推進していくため、平成25年度から平成34年度までを期間とする「21世紀における第二次国民健康づくり運動(以下健康日本21(第2次))」を公表しました。近年の非正規雇用の増加など雇用基盤の変化、家族形態・地域の変化を踏まえ、地域づくりの観点から、有効なソーシャルキャピタル¹⁾の活用促進や、健康格差が広まる中で健康が守りにくい状況にある人々の役に立つような健康政策、社会環境整備に取り組む必要性が示唆されました。また健康日本21に比べ、個人の健康と社会環境の整備のいずれもが必要であるとされました。

健康日本21(第2次)の基本的方向として、以下の5つを挙げています。

1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
3. 社会生活を営むために必要な機能の維持および向上
4. 健康を支え、守るための社会環境の整備
5. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙および歯・口腔の健康に関する生活習慣および社会環境の改善

国民の健康の増進に関しての目標については、健康日本21のそれに対し、目標項目の絞込みが行われています。基本的な考えとして、健康づくりに関わる多くの関係者が情報を共有しながら、現状および課題について共通の認識を持った上で課題を選択し、科学的根拠に基づくものであり、かつ、実態の把握が可能なもの、としています。また個人で達成すべき目標だけでなく社会環境に関する目標についても設定することなどが示されています。具体的な目標については「健康日本21(第2次)の推進に関する参考資料」(厚生労働省)のとおりです。

国においては、目標の評価は実質的な改善効果を中間段階で確認できるよう、目標設定後5年を目途に中間評価を、目標設定後10年を目途に最終評価を行うことが望ましいとしています。またこれらの評価については今後強化または改善すべき点を検討した上で、評価の結果を公表し、周知が図られます。

2. 健康トライ21（第2次）について

東大阪市では、国により示された健康日本21および平成15年施行「健康増進法」をうけ、平成15年11月に「東大阪市健康増進計画（以下健康トライ21）」を策定し、その推進を図ってきました。平成21年3月には中間評価をおこない、一部目標項目と目標値の見直しを加え、また国の計画にあわせてその期間の延長を図りました。

健康トライ21はその計画期間を平成24年度までとしていたこと、および国の健康日本21（第2次）が公表されたことをうけ、東大阪市においても、健康トライ21（第2次）を策定することとしました。

健康トライ21（第2次）は、基本理念を「東大阪市民がともに支えあい、健康で心豊かに生活できる活力ある社会の実現」とし、目標については「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指すこととします。

本計画の期間は平成25年度から34年度までの10年間とし、中間で見直すこととします。

本計画は、健康増進法に規定される市町村健康増進計画として位置づけられ、健康日本21（第2次）に示された国の方針との整合性を図っています。また、東大阪市の第2次総合計画後期基本計画をはじめ高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、特定健康診査等実施計画、次世代育成支援行動計画、食育推進計画など他の計画との整合性を図っていきます。